

○飼料添加物の動物試験の実施に関する基準について（昭和63年7月29日付け63畜A第3039号農林水産省畜産局長・水産庁長官通知）新旧対照条文  
（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 本基準の適用対象試験範囲について 本基準は、飼料添加物の指定、基準・規格の設定等のために必要な安全性及び残留性に関する試験のうち次に掲げる試験を適用対象とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 特殊毒性試験 (ア) (略) (イ) <u>発生毒性試験</u> (ウ) <u>発がん性試験</u> (エ)・(オ) (略)</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>別添 (略)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 本基準の適用対象試験範囲について 本基準は、飼料添加物の指定、基準・規格の設定等のために必要な安全性及び残留性に関する試験のうち次に掲げる試験を適用対象とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 特殊毒性試験 (ア) (略) (イ) <u>催奇形性試験</u> (ウ) <u>催腫瘍性試験</u> (エ)・(オ) (略)</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>別添 (略)</p>